

千葉県の発酵に係る広報媒体等作成業務委託 企画提案仕様書

1 業務名称

千葉県の発酵に係る広報媒体等作成業務委託

2 業務目的

千葉県は、和食の代表的な調味料である醤油やみりんの生産量が全国一であるほか、酒蔵や酪農など、発酵に関連する文化や産業が各地域で発展している。

また、発酵の技術は、バイオテクノロジーを支える一分野でもあり、県内には関連する企業や研究機関が集積していることから、様々な産業分野の発展に繋がることを期待される。

そこで、本県は、2025年に開催される大阪・関西万博に、「発酵」をテーマとした出展を予定していることをはじめ、「発酵」を活用した千葉県の魅力発信等に取り組んでいく方針であることから、この度、千葉県の「発酵」をPRするために下記の広報媒体等の作成を委託することとする。

なお、媒体等を作成する上で実施される取材等が共通し、また、作成する媒体等のデザインや内容などのバランス、統一感等に配慮することで、PR効果が相互に高められると期待されることから、各種広報媒体の作成を一体として委託することで、効率的かつ効果的な広報に繋げるものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

千葉県内の発酵文化や産業を、千葉県民及び県外・海外に対し紹介する広報媒体を作成するため、下記の業務を実施するものとする。

なお、作成する広報媒体は次の3点であり、千葉県内の多種多様な発酵の特色や歴史などを的確に把握した上で、それらのバランスを考慮しながら、千葉県の魅力として効果的にPRできるものとする。

【作成する広報媒体等】（※タイトルはすべて仮称）

- ①「千葉県の発酵」広報用リーフレット及びパンフレット
- ②「千葉県の発酵」PR動画
- ③新設する県ホームページ内「千葉県の発酵ページ」の掲載情報等

(1) 業務実施計画表等の作成

業務実施計画表並びに掲載内容（取材先を含む）及び構成（案）等を作成

し、県の実情を把握すること。

(2) 広報媒体等の作成・提出

(1)に基づき、上記①～③の作成を進め、履行期限までに提出すること。

なお、校正は、①～③のそれぞれについて、3回まで行うものとする。

5 作成する広報媒体等の仕様等

(1) 「千葉県の発酵」広報用リーフレット及びパンフレット

・規 格

リーフレット：3つ折り 仕上りA4の1/3 (※A4両面1枚の情報量)

パンフレット：3つ折り 仕上りA4 (※A4両面3枚の情報量)

・数 量：それぞれ11,000部(日本語10,000部 英語1,000部)

・刷面・刷色：両面刷・フルカラー

・言 語：日本語及び英語

(2) 「千葉県の発酵」PR動画

・時間・本数：2～3分の動画1本及び30秒程度のダイジェスト版1本

・対応言語：日本語及び英語(英語は字幕表記で可)

(3) 新設する県ホームページ内「千葉県の発酵ページ」の掲載情報等

・作成物：紹介ページの構成や紹介文、ページに使用する写真やイラスト等

※ホームページは7ページ程度を想定し、千葉県の発酵を効果的にPRできるものとする。

※県CMSへの適用や当該ホームページの運用管理は、県が実施する。

6 納品

(1) 納品先

千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎9階 政策企画課

(2) 履行期限

5(1)～(2)：令和7年3月14日(金)

5(3)：令和7年2月14日(金)

(3) 納品物

以下の納品物を履行期限までに納品すること。

①リーフレット及びパンフレットの印刷物

※100部ごとにクラフト梱包すること

②リーフレット及びパンフレット、動画、ホームページの掲載情報等のデータ一式を記録したDVD-R又はHD等

※編集用データ、印刷用データ、撮影データ等一式を格納すること。

7 留意事項

- (1) 成果物に用いる情報・写真・映像等は、受託者が企業等から取材・撮影等により収集したものを使用すること。なお、校正の中でロゴタイプやシンボルマークを県が指定する場合がある。
- (2) 成果物に記載・掲載する内容は、原則として出典を全て明記すること。
- (3) 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）をとること。
- (4) 出演者、協力者、取材地、撮影地への交渉等を行うこと。
- (5) 使用料、出演料、交通費、謝礼など、当該業務に必要な一切の費用は委託料に含むこと。
- (6) 趣旨や魅力が十分に伝わるよう、デザインや内容を工夫すること。
- (7) 委託業務の実施中、事故やクレーム等が発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。
また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本事業の履行における成果物の所有権は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む）は、県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、県及び県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。
- (4) 第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (5) 県は、成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (6) 映像、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 業務責任者の配置

事業を実施するに当たり、業務責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と緻密に打合せを行い、その指示に従うこと。

(3) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めると共に、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(4) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
なお、本業務の委託期間終了後も同様とする。

12 その他事項

(1) 再委託について

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(2) その他

契約時仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。